

磐田市ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は、磐田市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(実施主体等)

第2条 センターの事業の実施主体は、磐田市（以下「市」という。）とし、その運営は社会福祉法人聖隸福祉事業団に委託するものとする。

(事務局の設置)

第3条 センターの事務局は、磐田市子育て支援総合センター内に置く。

(センターの目的)

第4条 センターは、市内及び磐田市に隣接する市町村内に居住する育児の援助を行いたい者（以下「援助会員」という。）と市内在住で育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）を組織化し、会員相互の育児に関する援助活動を行うことにより、児童福祉の向上及び仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(センターの業務)

第5条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 援助会員及び依頼会員（以下「会員」という。）の募集、登録その他会員組織に関する事。
- (2) 会員間の連絡調整に関する事。
- (3) 会員を対象とする講習会、交流会等に関する事。
- (4) センター事業の広報に関する事。
- (5) アドバイザーとサブ・リーダーが情報交換を行う連絡調整会議の開催に関する事。
- (6) 保育所をはじめ、関係機関との連絡調整に関する事。
- (7) 前各号のほか、センターの事業の目的を達成するために必要な業務

2 センターの代表者は、社会福祉法人聖隸福祉事業団理事長とする。

(会員の責務等)

第6条 会員は、センターの趣旨を理解し、センターの承認を得た者とする。

- 2 会員は援助活動により、知り得た他人の家庭の事情等についてはプライバシーを侵害したり秘密を漏らしてはならない。センターを退会した後も同様とする。
- 3 会員は、援助活動中に生じた事故による損害について、当該活動の当事者である会員間において解決しなければならない。

(入会等)

第7条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書（様式第1号）を市長に提出し、センターの実施する講習会を受講し、承認を受けなければならない。

- 2 援助会員になることができる者は、市内及び磐田市に隣接する市町村内に居住する者で、心身ともに健全であり、子どもと子育てに関し、理解と熱意を有するものとする。
- 3 依頼会員になることができる者は、市内で、育児の援助を必要とする児童のうち、0歳から12歳到達後最初の3月31日までの児童（以下「対象児童」という。）を監護する者とする。
- 4 市長は、前項の承認を受けた会員に対し、会員証（様式第2号）を発行する。

（センターに備え付ける会員表については、様式第3号－1、様式第3号－2及び様式第3号－3）

- 5 会員証の有効期間は、3年間とする。ただし、中途に入会した会員の有効期間は、入会日から2年を経過した日以降における最初の3月31日までとする。
- 6 有効期間終了後は、会員の希望により更新できるものとする。
- 7 会員は、入会申込書の内容に変更が生じたときは、会員登録変更届（様式第4号）をセンターに届出しなければならない。
- 8 会員が次のいずれかに該当するときは、当該会員の登録を取り消すものとする。
 - (1) 第6条に違反したとき。
 - (2) 第11条第3項に違反したとき。
 - (3) センター事業の実施に当たり著しく不誠実な行為があったとき。

9 登録を取り消された会員は、会員証を返還しなければならない。

(保険)

第8条 会員は援助活動中に生じた事故による損害賠償等に備えるため、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

2 前項の保険に係る費用については、センターが負担する。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会届（様式第5号）をセンターに提出しなければならない。

2 会員は、退会に際して、第7条により発行された会員証を返還するものとする。

(アドバイザー等)

第10条 センターの事業の円滑な運営を図るため、事務局にアドバイザーを置く。

2 アドバイザーを補佐するため、事務局にサブ・リーダーを置くことができる。

3 アドバイザーは、次の業務を行う。

- (1) センターの業務内容の周知、啓発に関する事。
- (2) 会員の募集、登録に関する事。
- (3) 会員の統括に関する事。
- (4) サブ・リーダーの選任に関する事。
- (5) サブ・リーダーの育成指導に関する事。
- (6) 会員の相互援助の調整に関する事。
- (7) 保育所との連絡・調整に関する事。
- (8) 会員に対する講習会の実施、会員の交流会の開催に係る庶務に関する事。
- (9) 会員間のトラブルへの助言に関する事。
- (10) センターの経理事務等の業務運営に関する事。
- (11) 会員に対する広報誌の発行に関する事。
- (12) 他のセンター、関係機関との連絡調整に関する事。

(相互援助活動の内容)

第11条 会員が、援助活動として行う援助は、恒常的又は臨時的な次に掲げるものとする。

- (1) 保育施設における保育開始まで対象児童を預かること。
- (2) 保育施設における保育終了後、対象児童を預かること。
- (3) 保育施設までの対象児童の送迎を行うこと。
- (4) 学校の放課後、対象児童を預かること。
- (5) 保護者の傷病や冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事情があるとき。
- (6) その他、市長が特に必要と認める援助活動

2 援助活動は、原則援助会員の家庭において行うものとする。ただし、会員同士の合意がある場合はこの限りではない。

3 対象児童の宿泊を伴う援助活動をしてはならない。

(相互援助活動の実施方法)

第12条 依頼会員は、育児の援助を必要とする場合には、アドバイザー等に対して援助の依頼の申し込みをするものとする。

2 依頼会員から前項の申し込みを受けたアドバイザー等は、援助の内容、日時等を詳細に確認し、援助依頼受付簿（様式第6号）に記載するとともに、申し込みの内容にふさわしいと認められる援助会員を選考し、当該依頼会員に紹介する。

3 依頼会員と援助会員は、当該申し込みに係る援助活動の内容について、事前に充分な協議を行うとともに、依頼承諾書（様式第7号）を作成し、相互に保管しなければならない。

4 依頼会員は、援助会員に対し、申込みの援助内容以外の援助を要求してはならない。

5 援助会員は、援助活動の終了後、当該援助活動の実施内容を、依頼会員と援助会員と相互に確認した上で、援助活動報告書（様式第8号-1）を作成し、依頼会員の確認印を受けなければならない。なお、援助活動記録（様式第8号-2及び様式第8号-3）を相互に保管しなければならない。

6 援助会員は、依頼承諾書及び援助活動報告書を1ヶ月ごとにアドバイザーに提出するものとする。

(報酬等)

第13条 依頼会員は、相互援助活動終了後に、援助会員に対し、別に定められた基準に従って報酬等を支払うものとする。

2 報酬の支払いは、原則として1日ごととする。

附 則

1 この会則は、平成15年 7月 1日から施行する。

附 則

2 この会則は、平成16年 4月 1日から施行する。

3 磐田市ファミリー・サポート・センター会則の一部を次のように改正する。

第4条中「市内」を「磐田市及び豊田町」に改める。

第7条第3項中「市内」を「磐田市及び豊田町」に改める。

附 則

4 この会則は、平成17年 4月 1日から施行する。

5 磐田市ファミリー・サポート・センター会則の一部を次のように改正する。

第4条中「磐田市及び豊田町」を「市内」に改める。

第7条第3項中「磐田市及び豊田町」を「市内」に改める。

第11条第2項中「原則」を加え、「対象児童が病気等の場合は、依頼会員の家庭において行うことができる。」を「会員同士の合意がある場合はこの限りではない。」に改める。

6 第7条第3項中「0歳からおおむね10歳未満までの児童」を「0歳から12歳到達後最初の3月31日までの児童」に改める。

7 第3条中「磐田市中泉497番地の1天平のまち」を削除する。

